

## (仮称)子どもの権利条例骨子案

\* 7/8 児童福祉専門分科会から現時点までの変更箇所を記載している。  
(下線は変更後、( )は変更前、波線は関係箇所)

**【説明】**

なお、「である調」か「ですます調」か 難しい漢字に読み仮名をふるのかなどについては、骨子案確定時までには決定する。

## 【骨格】

### 前文

#### 第1章 総則

1. 目的    2. 定義    3. 基本的な考え方    4. 大人の責務（役割）

【変更後】「大人の役割」 「大人の責務」

【説明】本文の内容に合わせ、大人の責務を強調するため、タイトルを変更する。

#### 第2章 子どもにとって大切な権利

1. 子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重    2. 安心して生きる権利  
3. 自分らしく生きる権利    4. 豊かで健やかに育つ権利  
5. 意見を表明し参加する権利

#### 第3章 子どもにとって大切な権利を保障するための市の役割

1. 子どもの権利普及の啓発と学習支援    2. 子どもの育ちへの支援  
3. 保護者への支援    4. 子どもの命と安全を守るための取組    5. 子ども会議  
6. 子どもの権利保障のための行動計画と検証

#### 第4章 子どもの権利を保障するための仕組

1. 相談及び救済    2. 子どもの権利擁護委員会の設置など    3. 委員（会）の職務  
4. 委員（会）への協力    5. 調査相談専門員

【変更後】

「3. 申立てができること」「5. 勧告や要請への対応」「6. 勧告や要請などの内容の公表」

「7. 委員会に関する広報など」については、規則に規定することとして削除

## 【条例に盛り込む内容の概要】

### 【意見】

「である調の語尾」(本来の条例のスタイル)を「ですます調」の語尾に直す場合、下記のようにする。語尾の対応は下記の4ランク(強い順に並んで入る。)とし、内容によって使い分け整理する。(関係箇所には波線表示)

「～しなければならない」「～しなければなりません」

一定の行為をすることを義務付け、それをするかしないかの裁量の余地を与えない場合に用いる。

「～するものとする」「～するものとします」

「しなければならない」よりは義務づけの感じが弱く、ある原則をなり方針なりを示すという場合に用いる。

「するものとする」は、解釈として、合理的な理由があればなくてもよいという意味もでてくるので、その用い方には注意する必要がある。

「～するよう努めなければならない」「～するよう努めなければなりません。」

努めることが義務化されている。

「～するよう努めるものとする」「～するよう努めるものとします」

努めることの義務化が弱い。

### 「前文」

#### 【変更後】前文を以下のとおり修正

子どもの権利条約の理念に基づき条例を制定すること。(変更なし)

「子どもの最善の利益」を保障することを根本に据えること。(変更なし)

子どもの権利の保障について、本市がこれまで取り組んできた経緯。(追加項目)

「大人は子どもの声に最後まで耳を傾けてほしい」「大人は子どもの良いところはほめて欲しい」「人はそれぞれ個性を持ち、誰もが大切な存在として同じところ、違うところを認め合うことが大事である。」

など、子どもたちの願いに応えるものであること。

#### 【変更後】

「人はそれぞれ個性を持ち、誰もが大切な存在として同じところ、違うところを認め合うことが大事である。」「大人は、子どもの意見に最後まで耳を傾けてほしい。」「ちょっとしたことでも、『あなたには、こういう良いところがある。』と言って欲しい。」

#### 【説明】

- ・条約の順番からすると「人はそれぞれ～」は、第2条なので最初にもってくる。
- ・子ども宣言文の表記にあわせて文言修正。  
子どもにとってやさしいまちづくりは、全ての人にやさしいまちづくりであること。

#### 【変更後】

「青森という地名が、若い命を常に生み育む場をイメージ(想起)させるように、子どもにとってやさしいまちづくりを目指すべきこと。」

#### 【説明】

- ・市民憲章の考え方を取り入れる方法も検討に値する。  
子どもと大人の相互の関わりの中で、大人と子どもがお互いに育ち合うという視点を踏まえたものであること。

#### 【変更後】

- ・子どもは大人の大切なパートナー(仲間)であるとともに、大人と子どもが互いに育ち合うという視点を踏まえたものであること。

#### 【説明】

- ・前後が重複しているので、変更する。  
子どもの権利の保障は社会全体の責任であること。(変更なし)

## 【対応】

前文については、上記を踏まえながら、柔らかい表現にすること、青森らしさをだすことなどを考慮しながら、条例案策定時までに文章化する。(パブリックコメントの際は簡条書きで)但し、実際に文章化することでイメージが変わってくるので、文章化の作業は早めに進める。

## 「第1章 総則」

## 1. 目的

この条例は、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を進めることを目的とします。

## 【説明】

・「目的は権利の保障だが、前段の「~よう」があることで、目的が不鮮明になる。「~のよう」は前文にも書かれていることだと思うので不要。端的に権利の保障を記載すべき。」という意見があったが、現状のままとする。

## 2. 定義

この条例で、次に掲げる用語の意味は、それぞれ定めるとおりとします。

子ども：18歳未満の人その他これと等しく権利を認めることが適当であると規則で定める人をいいます。

大人：子ども以外の人をいいます。

## 【説明】

・「大人」という用語の定義をするため、として追加する。

\_\_ ( ) 保護者：親又は親に代わり子どもを養育する人のことをいいます。

\_\_ ( ) 育ち学ぶ施設：学校、保育所、児童養護施設その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、又は入所する施設のことをいいます。

## 3. 基本的な考え方

子どもの権利の保障は、次の基本的な考え方に従って進めます。

子どもの最善の利益を最も優先して(第一)に考えること。

## 【説明】

・民法766条にならって、「子どもの最善の利益を最も優先して考えること。」とする。

(766条は、「・・・この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」となっている。)

子ども一人ひとりが権利の主体として尊重されること。

子どもの成長、発達に配慮した支援がなされること。

子どもと大人の信頼関係を基本として、地域全体で取り組むこと。

#### 4. 大人の責務（役割）

**【説明】**

・本文の内容に合わせ、大人の責務を強調するため、タイトルを「大人の役割」から「大人の責務」に変更する。

保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。

育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。

地域住民は、地域が子どもの成長、発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。

## 第2章 子どもにとって大切な権利

## 1. 子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重

子どもには成長し、発達していくために、この章に定める大切な権利が保障されます。  
子どもは、自分の権利が保障されるのと同じように、他人の権利も尊重しなければなりません。

## 2. 安心して生きる権利

子どもには、安心して生きるために、次のことが保障されます。

命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。 (条約6条)(憲法9、25条)  
愛情をもって育まれる(はぐくまれる)こと。 (条約7~10、18条)

## 【説明】

・「はぐくまれる」は漢字にする。

食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。(条約24条、31条)(憲法25条)  
いじめ、虐待、体罰その他のあらゆる暴力及び身体的、精神的に有害な環境から心や体が守られること。(条約17、19、37条)

## 【変更後】

「いじめ、虐待、体罰及び有害な環境から守られること。」

## 【説明】

・いじめ、虐待、体罰に特化するとともに、有害な環境については表現を簡単にわかりやすくした。

性別、国籍、障害、出生などを理由に、いかなる差別も受けないこと。 (条約2条)(憲法14条)  
困っていることや不安に思っていることを相談すること (条約19条)

## 【変更後】

「困っているときや不安に思っているときには相談や支援を受けられること」

## 【説明】

・受けることができるという意味で強制でない表現にする。

## 3. 自分らしく生きる権利

子どもには、自分らしく生きるために、次のことが保障されます。

自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。 (条約2条)(憲法13、14条)

自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること (条約29条)  
プライバシー及び名誉が守られること。 (条約16条)

## 【変更後】

「プライバシー(個人の秘密)や自らの名誉が守られること。」

## 【説明】

・プライバシーは法律には出てこないが、他市でも使用しており、他に適当な表現もないことからそのまま使用する。あるいは、「個人の秘密」とする。(「プライバシー」は法律には出てこない言葉)

- \_\_ ( ) 自分にとって大事なことを、自分で決めること。 (条約12条)  
 \_\_ ( ) 自分らしく過ごすことができる時間や場所を持つこと。 (条約2条)  
 \_\_ ( ) 必要な情報や知識を得ること。 (条約17条)

## 【変更後】

・「自分にとって必要な情報や知識を得ること」

## 【説明】

「自分にとって大事なことを、自分で決めること」と関連があることから、この文章の前にもってくる。具体的な例示としては、「自分の家の経済状況で高校、大学に行けるのかに関わる情報、知識」など、自分の将来を決定するための情報知識などを得ること。

## 4. 豊かで健やかに育つ権利

子どもには、豊かで健やかに育つために、次のことが保障されます。

- 学び、遊ぶこと。 (条約28条、31条)  
 芸術やスポーツに触れ親しむこと。 (条約31条)  
 青森の文化や歴史、伝統及び自然に触れること。 (条約29条)  
 まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けること。 (条約29条)

## 【変更後】

「まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けられること。」

## 【説明】

・義務表現ではなく可能であるという表現に変更する。

## 5. 意見を表明し参加する権利

子どもには、自分の意見を表明し社会に参加するために、次のことが保障されます。

- 自分が思ったこと、感じたことを表現すること。 (条約12、13条)  
 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。 (条約12、13条)  
 \_\_ (特に) 自分に不利な決定が行われる場合には、自分の立場をきいてもらえること。 (条約12条)

## 【変更後】

「自分に不利な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。」

## 【説明】

・具体的内容について記載しているが、とでその内容を読み込めるので削除することとしたが、やはり趣旨が違うので復活する。また、能動的表現に変更する。

- \_\_ ( ) 表明した意見に対し、適切な配慮がなされること。 (条約12条)  
 仲間をつくり、集まり、活動すること (条約15条)

### 第3章 子どもにとって大切な権利を保障するための市の役割

#### 1. 子どもの権利の普及啓発と学習支援

市は、子どもの権利の普及を進めるために、子どもと大人がこの条例と子どもの権利について適切に学び、理解するための機会の提供に努めなければなりません。(努めます。)

##### 【説明】

・語尾のルールに従って、「努めなければなりません。」(語尾 ランク)にする。(努めるものとします。(語尾 ランク)では弱い)

市は、毎年11月20日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい事業を行うものとします。

#### 2. 子どもの育ちへの支援

市は、子どもの豊かな育ちを支援するため、子どもに対して次に掲げることを(以下のような)取り組むよう努めなければなりません。

子どもが多様な生活体験をしたり、交流したりする場や機会を提供すること。

子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、子どもが意見を表明し参加する機会や相談の場を設けること。

子どもが差別や不利益を受けないよう体制を整備すること。

#### 3. 保護者への支援

市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなければなりません。

市は、特別な支援が必要な家庭や特別なニーズがある家庭に対し、安心して子育てができるよう支援に努めるものとします。

##### 【変更後】

「市は、特別に支援が必要な保護者に対しては、それに応じた支援に努めなければなりません。」(語尾は強い表現にする。)

##### 【説明】

、 の保護者への支援内容の違いを分かりやすくするため修正した。

#### 4. 子どもの命と安全を守るための取組

市は、いじめ、虐待、体罰その他あらゆる暴力の早期発見に取り組むとともに、救済の支援及び予防への必要な取組を実施するものとします。

##### 【変更後】

「市は、いじめ、虐待、体罰の早期発見に努めるとともに、救済及び予防への必要な取組を実施するものとします。」

##### 【説明】

・いじめ、虐待、体罰に特化するため、下記のとおり変更する。

市は、子どもが薬物及び犯罪などの危害を受けないように、必要な取組及び支援を行うものとします。

5. 子ども会議

市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する場として青森市子ども会議（以下「子ども会議」）を設け、次項の子ども施策に関する行動計画を始め、特に子どもに関わる事項を検討する際には、子ども会議で子どもの意見を尊重するよう努めるものとします。

6. 子どもの権利の保障のための行動計画と検証

市は、子どもの権利を保障するため、子ども施策に関する行動計画を定めるものとします。

【変更後】

「市は、子どもの権利の保障について、子ども施策に関する行動計画を定めるものとします。」

【説明】

「子どもの権利を保障するため」はこの条例すべてに関わることであり、ここだけに記載する必要はないので修正する。

子どもの権利保障の検証は、青森市健康福祉審議会条例に定める児童福祉専門分科会で行うものとします。

子どもの権利保障の検証を実施するに当たっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

## 第4章 子どもの権利を保障するための仕組

子どもの権利の侵害に関する相談、救済について、子どもの権利擁護委員を設置することを規定します。

### 1. 相談及び救済

市は、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関等と相互に協力、連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

#### 【説明】

- ・4章の総論として「1. 相談及び救済」を設定する。

### 2. 子どもの権利擁護委員の設置など

#### 【説明】

- ・附属機関としては位置付けできないため、現時点では市のいずれかの部署に所属する執行機関の補助機関としての嘱託職員を想定している。
- ・「委員会」という言葉を使うと、附属機関に見間違えられてしまう可能性があり、紛らわしいため、現時点では組織としての「会」ではなく、個人個人の「委員」とする。なお、「委員」が集まって話し合いをするための「会議」については、条例施行規則に規定する予定。
- ・委員は現時点で執行機関の補助機関としての嘱託職員を想定しており、その場合、任期については、市長の裁量により決めることとなり、条例に規定する必要性がない（一般的には要綱に規定）ことから、条例に規定しないこととする。（条例施行規則または要綱で規定する。）

市は、子どもの権利の侵害について、早急にかつ適切に対応し、その救済を図るため、青森市子どもの権利擁護委員（以下「委員」といいます。）を設置します。

委員は、3人以内とします。

委員は、人格的に優れていて、子どもの権利に関し専門的知識と経験を持つ人のうちから、市長が選びます。

委員は、その職務を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。

- ・職務上知ることができた秘密を漏らさないこと。委員の職を離れた後も同様とします。
- ・申立人などの人権について十分に気を配ること。
- ・取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その職務を行うこと。

市長は、委員が前項の規定に違反したことが判明したとき、又は職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとします。

### 3. 委員の職務

委員の職務は次に掲げるとおりとします。

子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために、必要な助言及び支援を行うこと。

子どもの権利の侵害について、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。

子どもの権利の侵害について、緊急を要すると認めるときに、その救済のために、

事実の調査や関係者間の調整を行うこと。

調査の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したものに対し、是正措置を講ずるよう求めたり、制度などの改善を求めたりすること。

【説明】

・これまで、行政処分的な強制力を思わせるような「勧告」「要請」などの強い権限が想定されるような言葉を使用していたが、執行機関の補助機関としての嘱託職員を想定していることから、実態に合ったような表現に修正している。

是正措置等の求めを受けたものに対し、是正措置等の状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。

【説明】

・これまで、行政処分的な強制力を思わせるような「勧告」「要請」などの強い権限が想定されるような言葉を使用していたが、執行機関の補助機関としての嘱託職員を想定していることから、実態に合ったような表現に修正している。

委員は、次のとおりの方法で調査をすることができます。

- ・関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、もしくはその提出を要求し、又は実地に調査すること。
- ・子どもの権利侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めること。

#### 4．委員への協力

市の機関は、前項の規定に掲げる委員の職務を尊重しなければなりません。

【説明】

・ について「市の機関は、委員の独立性を尊重し、その職務を積極的に支援しなければなりません。」という記載であったが、この「独立性」については、意味合いは分かるが、委員が「独立機関」でないことを考えると、条例に使用すべきでないことから上記の表現とする。

保護者、育ち学ぶ施設の関係者及び地域住民は、委員の職務に協力するよう努めなければなりません。

#### 5．調査相談専門員

委員の職務の遂行を補佐するため、調査相談専門員を置きます。

【説明】

・制度の全体像を条例からわかるようにするため、調査相談専門員の設置について、記載する。  
・調査相談専門員の職務、人数等の詳細については、条例ではなく規則等に記載するが、その扱いについては、子ども会議と同様、条例の最後の条文中、「この条例に定めるもののほか、必要なことは、市長が別に定めます。」と記載する。

**規則に規定する項目**

## (1) 申立てができること

救済の申立てができることは、子どもの権利侵害に関することとします。ただし、次のことは、申立てをすることができません。

裁判所で係争中のこと、又はその判決などのあったこと。

不服申立中のこと、又はその採決などのあったこと。

市議会などに請願、陳情などを行っていること。

委員会の活動に関すること。

## (2) 是正措置等への対応

市の機関は、委員から是正措置等の求めを受けたときは、速やかにその求めに応じ、その対応状況などを委員に報告しなければなりません。

市の機関以外のものは、委員から是正措置等の求めを受けたときは、速やかにその求めに応じ、その対応状況などを委員に報告するよう努めなければなりません。

## (3) 是正措置等の内容の公表

委員は、必要と認めたときは、是正措置等の求めの内容及びその対応状況などの報告の内容を公表することができます。

委員は、是正措置等の求めの内容及びその対応状況などの報告の内容を公表するときは、個人情報などの保護について十分に気を配らなければなりません。

## (4) 委員に関する広報など

市は、子ども、保護者、育ち学ぶ施設の関係者及び地域住民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもが委員への相談及び救済の求めを容易に行うことができるよう必要な施策の推進に努めるものとします。

委員は、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに、これを公表します。